

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県中小企業振興資金融資要綱を廃止する告示

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一のロ中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等を設置し」に改め、同表一の一のハ中「三百四十円」を「三百五十円」に改め、同表一の二のイの(ロ)中「六百七十七万五千元」を「六百八十八万三千元」に改め、同表二の一のハ中「千二百三十円」を「千三百三十円」に改め、同表三の三のイの表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏季	円 六千五百	円 八千七百	円 一万三千	円 一万五千	円 二万	円 二千八百
冬季	円 八百	円 四百	円 七百	円 四万五千	円 五万七千	円 八千三百
夏季	円 一万九千	円 二万五千	円 三万七千	円 四万五千	円 五万七千	円 八千三百
冬季	円 三万二千	円 四万二千	円 五万九千	円 六万九千	円 八万七千	円 一万二千
夏季	円 八百	円 四百	円 七百	円 四万五千	円 五万七千	円 八千三百
冬季	円 三万二千	円 四万二千	円 五万九千	円 六万九千	円 八万七千	円 一万二千

別表第一の三のロの表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

冬季	円 一万四百	円 一万三千	円 一万九千	円 二万三千	円 二万九千	円 三千八百
夏季	円 六千五百	円 八千七百	円 一万三千	円 一万五千	円 二万	円 二千八百

別表第一の六の一のロ中「五万円」を「五万五千円」に改め、同表六の二のロの(イ)中「七十万六千元」を「七十一万七千元」に改め、同表六の二のロの(ロ)中「三十四万三千元」を「三十四万八千元」に改め、同表八の三のロの(イ)中「四千八百円」を「五千二百円」に改め、同表八の三のロの(ロ)中「五千五百円」を「五千五百円」に改め、同表九の三中「二十一万九千円」を「二十二万六千円」に改め、「十七万五千二百円」を「十八万八千円」に改め、同表十の二の(イ)中「三千五百円」を「三千六百元」に改め、同表十の二の(ロ)中「五千五百円」を「五千五百円」に改め、同表十一の二中「十三万八千七百円」を「十四万円」に改める。

別表第二(一)の1のイ中「二万四千七百円」を「二万四千九百円」に改め、同表(一)の1のロ中「一万四千三百円」を「一万四千七百円」に改め、同表(一)の1のニ中「一万三千三百円」を「一万三千四百円」に改め、同表(一)の1のホ中「二万三千九百円」を「一万四千円」に改め、同表(一)の1のヘ中「二万四千八百円」を「二万七千八百円」に改め、同表(一)の1のト中「二万六千九百円」を「二万九千三百円」に改め、同表(一)の1のチ中「二万七千三百円」を「三万五百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和六年七月九日から適用する。

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十四号

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則（平成十九年千葉県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十五号

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年千葉県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という)を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ)」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十六号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年千葉県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という)を「電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ)」に改め、同条第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十二条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十七号

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則(昭和五十七年千葉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表情報事務科の項中「三十人」を「二十人」に改め、同表基礎実務科の項中「二十人」を「三十人」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告

示

千葉県中小企業振興資金融資要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百八十一号

千葉県中小企業振興資金融資要綱を廃止する告示

千葉県中小企業振興資金融資要綱(昭和四十七年千葉県告示第二百八十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の千葉県中小企業振興資金融資要綱の規定によりこの告示の施行の日前に融資した資金については、なお従前の例による。

購読料 本号 一部

六円

千葉県知事 熊谷 俊人

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先